

NTCIR-13 Personal Lifelog Organisation & Retrieval

タスク参加者用テストコレクション利用許諾に関する覚書

(NTCIR 参加者用)

大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 (以下「甲」という)と
_____ (以下「乙」という)は、甲の一研究
機関である国立情報学研究所にて企画・運営・実施している NTCIR において甲が提供する「NTCIR-13
Personal Lifelog Organisation & Retrieval タスク参加者用テストコレクション」に関して、以下の通
りの覚書を結ぶこととする。

第 1 条 (データの内容)

- 1 . 「 NTCIR-13 Personal Lifelog Organisation & Retrieval タスクデータ」 (以下「タスクデータ」という)とは、 NTCIR-13 Personal Lifelog Organisation & Retrieval タスクのトピックと適合判定データのことである。
- 2 . 「未加工提出結果データ」とは、甲が主催する NTCIR において、甲が設定した課題について、当該タスクの参加者が提出したシステムの実行結果の未加工のデータのことである。
- 3 . 「評価データ」とは、「未加工提出結果データ」に対して、あらかじめ定めた基本評価算出ツールを用いて算出して得られたデータのことである。
- 4 . 「テストコレクション」とは、「タスクデータ」、「未加工提出結果データ」、「評価データ」の総称である。

第 2 条 (権利の帰属)

- 1 . 「タスクデータ」に関する著作権は、甲および NTCIR-13 Personal Lifelog Organisation & Retrieval タスクオーガナイザまたは NTCIR-13 Personal Lifelog Organisation & Retrieval タスクオーガナイザの所属機関に帰属する。
- 2 . 乙が、「テストコレクション」を利用して開発した技術、システムなどに関して生じた知的財産権は、乙に帰属する。
- 3 . 乙から提出されたデータに基づいて、甲が行った分析結果、「テストコレクション」の改良などに関して生じた知的財産権は、甲に帰属する。

第 3 条 (利用許諾)

甲は乙に対して「テストコレクション」の利用を許諾する。

第 4 条 (利用許諾の範囲)

- 1 . 乙は、「テストコレクション」を NTCIR の課題遂行および課題に関連する研究目的にのみ利用できるものとする。
- 2 . 乙は、「テストコレクション」を利用する者を、下記の研究代表者および当該研究代表者と同一組織 (研究室、グループ、プロジェクト等の名称を問わない。)に属し、直接に共同して研究を行う者、ならびに当該研究代表者が直接指導する大学院生等 (以下「研究グループ」という)に限定されるものとする。

記

研究代表者 (研究グループ代表)

所属・職名 :

氏名 :

- 3 . 乙は、「テストコレクション」およびその全体または一部を複製したもの、あるいは、それを復元できる状態に加工されたデータを第三者に対して、売買、貸与、刊行、配布、送信可能化をしてはならない。
- 4 . 乙は、利用者の名簿を管理し、甲から求めがあった場合は、遅滞なく、これを甲に提出するものとする。

第 5 条 (提供の方法)

甲は、技術的に妥当な手段により「テストコレクション」を乙に提供する。

第 6 条 (知見の発表)

- 1 . 乙は、本覚書に違反しない範囲において、「テストコレクション」を利用して得られた知見に関する研究発表を行うことができる。
- 2 . 乙は、研究発表において、自己の研究を記述するために必要な場合に限り、「テストコレクション」に含まれるデータの一部を引用することができる。その際、引用する部分の著作権および出版者等の権利を侵害してはならない。

3. 乙は、「未加工提出結果データ」もしくは「評価データ」を利用した研究成果を発表する場合は、発表論文において、これらのデータの性質と収集法を明確に説明する。
4. 乙は、発表論文に、テストコレクション名を明記し、かつ、NTCIR の会議論文集と関連する文献を引用するものとする。
5. 乙は、発表論文の書誌事項（掲載資料名、巻号ページ、出版者、発表年月日等）とともに発表論文の別刷りまたはコピーを一部、論文発表の都度、甲に提出するものとする。
6. 乙は、「テストコレクション」を利用して得られたデータの公開については、事前に甲から書面による承認を得ることとする。
7. 乙は、「テストコレクション」を用いた評価結果を商品の広告、宣伝などの営利目的、および誹謗・中傷に用いてはならない。

第7条（覚書の有効期間）

1. 本覚書の基本有効期間は、覚書締結日より2018年9月30日までとする。ただし、本覚書の基本有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲または乙から本覚書を更新しない旨の書面による申し出がない場合には、更新有効期間として一年間継続するものとし、以後も同様とする。
2. 基本有効期間または更新有効期間をさらに更新しない場合は、乙は本覚書の有効期間満了後、すべての計算機およびメディアから「テストコレクション」を速やかに消去しなければならない。
3. 乙の属する組織または乙の所属に変更の生じた場合は、遅滞なくこれを甲に報告し、甲が必要と決定した場合、覚書の取り交わしを行うものとする。

第8条（報告書の提出）

1. 乙は、NTCIR の定められた手順に従って、成果報告を甲に提出するものとする。
2. 乙は、有効期間満了日の1ヶ月前までに「テストコレクション」を利用した当該年度の研究活動に関する報告書を甲へ提出するものとする。

第9条（データの利用中止）

1. 乙は、本覚書に違反する利用が行われた場合、甲の申し入れにより、直ちに「テストコレクション」の利用を中止し、すべての計算機およびメディアから、「テストコレクション」およびこれを加工して得られたデータの全てを速やかに消去し、消去した旨の書面を甲に提出しなければならない。
2. 「テストコレクション」の著作権者または利用許諾権者から、個々のデータの利用中止の要請があった場合、乙は、甲の申し入れにより、すべての計算機およびメディアから該当するデータを速やかに消去し、消去した旨の書面を甲に提出しなければならない。

第10条（免責事項）

甲および「テストコレクション」の著作権者または利用許諾権者は、理由の如何を問わず、乙が「テストコレクション」を利用したことにより生じた不利益について、一切の責任を負わないものとする。

第11条（協議事項）

本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙は誠意を持って協議し、問題を解決するものとする。

第12条（管轄裁判所）

本覚書に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本覚書の成立の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

(甲) 東京都千代田区一ツ橋二丁目1番2号
大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構
国立情報学研究所
所長 喜連川 優

(乙) 住所 _____
名称 _____
役職名 _____
氏名 _____